

西脇市障害者地域支援会議開催要領

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）に基づく障害者施策の実施に当たり、市の障害者施策の円滑な運営を図るための西脇市障害者地域支援会議（以下「地域支援会議」という。）の開催に関し、必要な事項を定める。

2 所掌事務

地域支援会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 障害者計画等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画をいう。）の評価等に関する事項
- (2) 関係機関による連携に関する事項
- (3) 障害者サービスの質の向上に関する事項
- (4) 障害者サービスにおける地域のサービス基盤の整備に関する事項
- (5) 障害児の支援に関する事項
- (6) 障害者の就労促進に関する事項
- (7) その他地域の障害福祉に関すること。

3 組織

地域支援会議は、委員20人以内で、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 関係機関の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 障害者等及びその保護者
- (4) その他

4 会長及び副会長

- (1) 地域支援会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 会長は、地域支援会議を代表し、会議を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 地域支援会議は、会長が招集する。
- (2) 地域支援会議は、委員の半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の参加を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 運営会議

(1) 地域支援会議に、その運営及び調整を行うため、運営会議を置く。

(2) 運営会議は、地域支援会議で指名された委員をもって組織し、運営会議の会長は委員の中から互選によって定める。

7 部会

地域支援会議は、特定の事項について調査及び研究を行うため、部会を置くことができる。

8 プロジェクトチーム

地域支援会議は、より具体的な検討課題について取り組むため、短期間においてプロジェクトチームを置くことができる。

9 秘密保持

委員は、地域支援会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

10 庶務

地域支援会議の庶務は、福祉生活部において処理する。

11 補則

この要領に定めるもののほか、地域支援会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。